

裁 決 書

審査請求人

[Redacted]

同代理人

[Redacted]

処分庁

[Redacted]

審査請求人が平成28年10月3日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護停止決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、平成28年7月21日付けで行った保護停止決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 平成26年4月4日、処分庁は審査請求人（以下「請求人」という。）世帯に対し、保護開始決定を行った。
- 2 平成28年7月21日付けで、処分庁は、請求人に対し、「指導（指示）に従わなかったため」との理由により、保護停止決定処分（以下「本件停止決定」という。）を行い、通知した。

- 3 平成28年10月3日、請求人は、大阪府知事に対し、本件停止決定の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

- (1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には次の趣旨の記載がある。

ア 当事者

請求人は、昭和36年(月日略)に出生し、脳性麻痺による四肢痙直障害によって、昭和44年(月日略)、身体障害者等級3級と認定された身体障害者である。また、平成16年に通勤中歩行者との接触により転倒し、足を痛めて以降、単独での歩行が著しく困難となっている。なお、本件停止決定に先立つ平成26年7月2日付検診命令に伴い、身体障害者等級の見直しを医師に相談したが、車いす利用でないと2級は難しいとの回答を受け、断念している。しかし、請求人は、一度倒れると独力で立ち上がることができず、つかまり立ちをしなければならないなど、その状態は日常生活動作及び歩行が極度に制限されており、2級相当と言える程度にある。

請求人は、請求人の母(以下「母」という。)とともに、同年4月4日、生活保護開始申請を行い、同月14日、保護開始決定を受けた。なお、母は、平成20年頃脳梗塞を患い、狭心症、白内障、乱視、口腔炎など、多くの持病を抱えており、ほぼ寝たきりの状態で、身体障害者である請求人が、通院、処方された薬の授受、生活保護費の引き落とし、買い物などを、本件停止決定で保有が認められなかった車両を利用して母の面倒を看ている状態である。

- イ 本件停止決定で指導(指示)の対象となり、保有が認められなかった車両
請求人は、次の車両(以下、「本件車両」という。)を所有している。

記

自動車登録番号	(略)
初度登録	(略)
自動車の種別・用途	小型・乗用
車名	(略)
総排気量	1.49リットル
有効期間満了日	平成27年10月28日

以上

請求人が本件車両の保有にあたって負担すべき費用は、駐車場利用料が免除されていること、身体障害者等に係る自動車税減免を受けていることなどから僅少であ

り、自賠償保険料にしても、年額36,840円に過ぎない。

他方、本件車両の価値は、卸売価格60,000円であり、1か月当たりの保護費にも満たない。

なお、請求人は、障害基礎年金を1か月あたり81,260円受給しており、これにより本件車両保有に係る費用は、確実にまかなわれる見通しがある。

ウ 請求人の生活環境

請求人が生活保護費及び年金の引き落としを行う金融機関はA銀行である。また買い物を行う場所は、B店、C店（通院先のD医院に近い）などである。

A銀行、請求人住居から最寄りのB店は、請求人住居から直線距離にしても200mを超えており、道のりも相当ある上、通路は交通量が多く、段差も多い。四肢痙直障害を抱えた請求人が買い物などの荷物を歩行により自宅へ運ぶことは困難を極め、現に、本件停止決定に先立ち口頭指導によって本件車両の使用を処分庁から禁止された際、請求人は、歩行により移動中転倒し、立ち上がれず、あやうく重大な事故につながりかねない状況に陥ったことがある。なお、請求人の最寄りバス停は、これら施設とほぼ同距離で、かつ通院、処方された薬の授受、生活保護費及び年金の引き落とし、買い物などを行うのに適したルートを通っていない。

請求人らが通院する病院は、E病院、D医院及びF医院である。脳梗塞、狭心症、白内障、乱視、口腔炎など、多くの持病を抱えている母は、総合病院であるE病院へ通院する必要性が高く、また、請求人と母ともに長くかかりつけであったF医院への通院も重要である。D医院は無料送迎車があるものの、他の患者との同席やC店での買い物ができなくなるなど、その使い勝手はよいとは言えず、母は請求人の送迎を希望している。また、同医院は高齢者のリハビリテーション治療が中心で必ずしも請求人の障害に応じた治療・健診が受けられるわけではない。

エ、本件停止決定の内容・処分がなされた経緯

(ア) 前回審査請求から取消訴訟提起前まで

処分庁は、請求人に対して、平成26年7月2日付検診命令書を発して、E病院において請求人の障害の状況の検査を受けるよう命令した。なお、検査結果は、請求人の申し出にもかかわらず、処分庁から明らかにされていない。

その後、処分庁は、請求人に対して、口頭で本件車両の処分を指示し、同年9月5日付で、本書面第2記載の書面を交付して、処分しなければ指示違反として保護を停廃止する旨を請求人に対して通告した。

このため、請求人は、通院に際してタクシーを利用して、その通院移送費を保護費として請求してきたが、その金額が多額で、保護費が支給されるまで生活費に充てる手元現金が不足すること、ウで前述したとおり歩行により移動中転倒し、立ち上がれず、あやうく重大な事故につながりかねない状況に陥った

こと、母の面倒をはじめとする日常生活で本件車両が使用できないため身体に著しい負担・苦痛が生じていることなどから、G弁護士会の高齢者・障害者総合支援センターを通じて請求人代理人に審査請求を依頼した。

請求人は、同月28日付で処分庁から弁明書提出がされたことから、同年1月18日付でそれに対する反論書を提出し、審査の結果を待っていたところ、平成27年2月13日付で処分庁から、前記処分に従わないことを理由に、生活保護の変更（障害者加算部分の削除）処分を同年3月1日付で行う旨の通知がなされた。

(イ) 取消訴訟提起から本件停止決定まで

前記変更処分に対して不服があり、かつ、寝たきりの母と身体障害のある請求人の生計は成り立たないため、請求人は、差止訴訟（なお、平成27年3月1日に前記処分決定がなされたことが請求人に通知され、取消を求めて訴え変更した）を提起した。しかし、決定により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときの要件を満たさないとして、同訴訟は平成28年3月24日に却下された。

その後、請求人は、国家賠償を求めるべく準備していたところ、本件停止決定通知書により、前記指導（指示）に従わなかったことを理由として、同年8月1日から生活扶助・住宅扶助・医療扶助が停止された。

オ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）の立法趣旨・内容

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月、障害者差別解消法が制定された（施行は一部の附則を除き平成28年4月1日）。

その第3条では、「国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。」と定められ、第7条は、「1 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」としている。

障害者差別解消法は施行前ではあるが、既に制定されており、また、内容は至極

当然のものであって、国及び地方公共団体は現行法の解釈・運用にあたって、障害者差別解消法の趣旨を尊重すべき立場にある。

カ 自動車保有を過度に制限する通知等の問題点

「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)は、法定受託事務に関する処理基準(地方自治法第245条の9)として、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)や「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社保第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)などとともに「保護の実施要領」として「生活保護手帳」に取りまとめられており、極めて限定された場合に限り自動車保有を認め、自動車保有を過度に制限している。

また、保護の実施要領等の実際の適用にあたっての疑義に関する問答が、技術的助言(同法第245条の4)として「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)に取りまとめられている。

技術的助言である後者はもちろん、処理基準である前者も、地方自治体を法的に拘束するものではないが、実際の生活保護実務に対して事実上強い影響力を持っており、本件停止決定もその影響下にあるものと思われる。

しかし、それらの解釈・運用は、請求人のような身体障害者に対して非常に酷なものとなっており、著しく不当である。日本弁護士連合会では、平成22年5月6日、生活保護における生活用品としての自動車保有に関する意見書を発表し、その不当性を訴えている。以下、同意見書「生活保護受給者に自動車保有を容認することの必要性」及び「法について」部分を本件審査請求のため援用する。

(ア)「生活保護受給者に自動車保有を容認することの必要性」

a 現代における生活保護の重要性

生活保護は最後のセーフティネットであり、その重要性はいうまでもない。しかも、非正規雇用の拡大により、従来、正規雇用中心に制度設計されてきた雇用や社会保障のセーフティネットが機能不全に陥っている現在、最後のセーフティネットである生活保護によって生存権を保障することの重要性はますます高まっている。

b 憲法第25条及び法第1条の趣旨

法第1条は憲法第25条第1項を受けて規定され、法によって保障されるべき最低限度の生活とは、「健康で文化的な」最低限度の生活である。

法は、最低限度の生活の保障のみならず、あわせて自立助長を目的としているのであるから、自動車保有を認めるか否かについては、最低生活保障と自立助長の2つの目的に照らして検討すべきである。

c 自動車保有の高度の必要性

生活保護の実施上どのような資産の保有が認められるかについて、かつては、冷蔵庫の保有が認められない時代もあったが、時代の推移と国民全般の生活水準の向上にともなって、電話、カラーテレビ、クーラー等が生活必需品として逐次広く認められるようになってきた経緯がある。

現代において、自動車は基本的な生活用品として広く普及している。自動車の普及率は、全国の世帯のうち、外国人・学生・施設入居世帯を除く世帯を対象とする調査において、平成21年度3月末で83.2%にも達している(内閣府「消費動向調査」)。通勤・通学・通院や就職活動の際の移動の手段であるばかりでなく、日常の買い物や、子ども・高齢者・障がい者の送迎、知人・友人との交流、その他、様々な用務を行うために自動車を利用する必要性は高い。

特に、傷病や障がい、加齢による身体機能の低下など、ハンディを抱えた人にとっては、公共交通機関の利用には一般の人にはない困難が伴うことから、一般の人と同様の移動の自由を保障されるために自動車を利用する必要性が高くなる。

そのようなハンディを抱えてはいない場合であっても、生活に困窮している人は、公共交通機関へのアクセスの良い場所は家賃・地代等が高いなどの理由から、公共交通機関へのアクセスが悪い場所に居住している場合が多い。

さらに、地方においては、採算性等を理由に公共交通機関網が縮小傾向にあり、自動車を保有する必要性は年々増している。一般的には都市部と考えられている地域においても、中心部でなければ電車やバスの本数も少なく、その路線も廃線とされるなどの事態が進行している。

公共交通機関の利用が行いにくければ、その分、自動車を利用する必要性は高くなる。(中略)

このように、自動車は、ハンディキャップを抱えた人に移動を保障し、生活費を節約して生活を営むという意味で最低限度の生活の保障に欠かせないうえ、就職・就労における必要性に鑑みれば自立助長のためにも必要性の高いものであるといえる。このような自動車保有の必要性に鑑みれば、自動車を保有しているからといって保護を受給できないとすれば生存権保障に欠けることになる。

他方、保護を受給しているからといって自動車保有を認めないことは、最低生活保障及び自立助長という法の目的に反するばかりでなく、不当に移動の自由を制限することとなる。

(イ)「法について」

a 法第4条

法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」と定め、保護の要件として、「資産」を最低生活維持のために「活用」することを求めている。

(a)「資産」

「資産」とは、プラスの財産の総称とされている(小山進次郎『改訂増補生活保護法の解釈と運用』121頁)。このことから、処分価値のない自動車は「資産」にはあたらない。したがって、同項は処分価値のない自動車の保有を禁じてはいないと解すべきである。

(b)「活用」

「活用」の典型的な態様としては換金して生活費等に充てることが挙げられるが、換金以外にも、「保有して利用する」という態様での活用もあり得る。

例えば、現行の処理基準においても、「その資産が現実に最低限度の生活維持のために活用されており、かつ、処分しているよりも保有している方が生活維持及び自立の助長に実効があがっているもの」については保有を認めることとされており(次官通知第3-1)、例えば、当該世帯の居住用の宅地や家屋については原則として保有を認めることとされている(局長通知第3-1(1)ア、同2(1))。これは、宅地や家屋は最低生活の維持や自立助長の観点から保有の必要性が高いため、「保有して居住することこそが「活用」にあたる」と考えるのが法の趣旨に合致するからである。

自動車についても、前述のように、最低生活維持や自立助長の観点から、居住用の宅地・家屋同様に必要性が高いものであるから、「保有して利用することこそが自動車の「活用」のあり方であると解される。

b 法第8条

保護受給者に原則として自動車保有を認めない理由として、法第8条第2項が「最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めていることが指摘されることがある。生活保護を受給していない一般の世帯のうち最も低所得の層では必ずしも普及率が高くないとして、保護受給者に自動車保有を認めると「最低限度の生活」を超えてしまうから保有は認められないというのである。

しかし、そのような解釈は同項の解釈を誤っている。同項は、保護基準が

最低限度の生活需要を充たすための必要最小限のものでなければならないことを定めたものである。

生活保護受給者の生活水準が、受給していない一般世帯のうち最も下位の階層に属する世帯の生活水準を上回ってはならないとするいわゆる「劣等処遇」を定めたものと解することは、法第3条が「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めており、法第5条によりこれがこの法律の基本原則であって法解釈の基礎とされていることに反し、許されないというべきである。

c 維持費がかかることは保有制限の根拠とはならないこと

自動車を保有すると通常維持費がかかり、最低限度の生活を圧迫することが保有を制限的に解すべきとの根拠として主張されることがある。しかし、生活上不可欠なものを保有するために保護費をやりくりすることは、保護受給者の自由であるといえる（最判平成16年3月16日・民集58巻3号647頁参照）。

したがって、維持費がかかることは自動車保有を制限する根拠とはならない。

d 自動車保有のあるべき規制

以上のように、法上、処分価値のない（売却代金よりも売却に要する経費が高いものも含む）車については保有容認が原則である。

自動車の保有を禁じる根拠はなく、前述した現代における自動車利用の高度の必要性に鑑みれば、自動車を保有して利用することは基本的には最低生活維持や自立助長に役立つと考えられるから、処分価値のある車であっても「処分価値の小さい」ものであって、それを保有して利用することが最低生活維持や自立助長に役立つ場合は、保有が容認されるべきである。

例外的に、その自動車が遊興のみに使われ、最低生活維持や自立助長のために一切活用されていないか、または、処分価値が小さいとはいえ、換金が容易な場合にのみ、換金の方法による活用を求めるべきである。

e 保有を容認すべき「処分価値の小さい」自動車とは

「処分価値の小さい」ものとは、自動車についてはどの程度をいうのが問題となる。

生活保護が最低生活保障のみならず自立助長をもその目的としているところ、多少価値のあるものであれば全てを失わなければ保護を受給できないというのでは自立を阻害しかねない。

そこで、例えば、H県が、現行の課長通知第3の9-2にいう「処分価値の

小さいもの」の解釈に限ってであるが、当該世帯の最低生活費の6ヶ月分を目安としていること（平成21年2月10日付けH県部長通知）などを参考に、当該世帯の最低生活費の6ヶ月分とすることが考えられる（例えば、1市の単身者の場合、最低生活費約12万円の6カ月分は約7.2万円となる）。前掲課長通知第3の9-2が、「概ね6か月以内に就労により保護から脱却することが確実に見込まれる者」の通勤用自動車保有を認めていることや、「保護の停止又は廃止の取扱い基準」について定めた課長通知問第10の12が、臨時的な収入の増加等により、「以後おおむね6箇月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき」に限って保護を廃止するとしていることから、6ヶ月という目安には一定の合理性が認められると考えられる。

キ 改正前と改正後の課長通知などを前提としても本件車両の保有が認められるべきこと

(ア) 前記のとおり、障害者差別解消法が制定されたことを踏まえて考えれば、日弁連意見書の発表当時よりも課長通知などに従った運用は改められるべき必要性が大きくなっている。

この点『生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて』の一部改正について（平成26年3月31日社援保発0331第3号）では課長通知の第3「資産の活用」問12に対する答1（2）を、「当該者の障害の状況により利用し得る公共交通機関が全くないか又は公共交通機関を利用することが著しく困難であり、自動車による以外に通院等を行うことがきわめて困難であることが明らかに認められること。」から「当該者の障害の状況により利用し得る公共交通機関が全くないか又は公共交通機関を利用することが著しく困難であって、他法他施策による送迎サービス、扶養義務者等による送迎、医療機関等の行う送迎サービス等の活用が困難であり、また、タクシーでの移送に比べ自動車での通院が、地域の実態に照らし、社会通念上妥当であると判断される等、自動車により通院等を行うことが真にやむを得ない状況であることが明らかに認められること。」と改正している。

ただし、平成26年改正前後で法解釈の前提となる社会的環境等が著しく変化したという事実はない。

従って、法第4条第1項の要件である「資産」及び「活用」の要件の解釈は上記改正に何ら影響されず、その意味で、改正前課長通知「自動車による以外に通院等を行うことがきわめて困難であることが明らかに認められること」の解釈（問答集第3「資産の活用」問3-16及び18参照）によれば保有要件に該当すると認められる本件事案において、従前より不利に解釈されるべきでない。

(イ) まず、前提として、課長通知第3の問答12は、原則として保有が認められる処分価値のない資産を保有している場合であっても、その保有によって多額の費用の支出が強えられるなど、保有する利益よりも不利益の方が著しく大きいときには、当該資産を保有することが補足性の原則に反し、かえって当該資産を処分することが補足性の原則に適うことになるという例外的場合について、障害の状況等によっては、自動車を利用しなければ日常生活を円滑に営むことが困難であるなど、自動車を保有する必要性が高く、維持費等の経済的支出が社会通念上是認できる場合もあり得ることから、身体障害者に自動車の保有を認めるべき場合を自動車保有要件として具体的に示した基準であり、例示規定と解される（平成24年11月9日大阪高等裁判所判決・判タ1403号91頁参照）。

この点、法第4条第1項は、補足性の原則から価値のない資産保有を認めており、この原則に対する例外の例示であることから、緩やかに解されるべきであって、特に課長通知にいう「通院等」は通院、通所及び通学に限られるべきではない。自動車を利用しなければ日常生活を円滑に営むことが困難であるなど、自動車の保有の必要性が高く、維持費等の経済的支出が社会上容認できる場合の例示の一つに過ぎないと考えるべきである。

(ウ) 次に、改正前の課長通知によれば、本件車両の保有は認められる。

同通知第3の12は、①障害（児）者の通院等のために定期的に自動車が利用されることが明らかな場合であること、②当該者の障害の状況により利用し得る公共交通機関が全くないか又は公共交通機関を利用することが著しく困難であり、自動車による以外に通院等を行うことがきわめて困難であることが明らかに認められること、③自動車の処分価値が小さく、又は構造上身体障害者用に改造してあるものであって、通院等に必要最小限のもの（排気量が概ね2000cc以下）であること、④自動車の維持に要する費用が他からの援助（維持費に充てることを特定したものに限る。）、他施策の活用等により、確実にまかなわれる見通しがあること、⑤障害者自身が運転する場合又は専ら障害（児）者の通院等のために生計同一者若しくは常時介護者が運転する場合であることを保有の要件としているところ、本件において①の要件は明らかに認められ、ウで前述した生活環境記載のとおり、四肢痙直障害を抱えた請求人にとって②公共交通機関を利用することが著しく困難であり、自動車による以外に通院等を行うことがきわめて困難であることが明らかに認められる。また、イで前述したとおり、③④の要件についても、本件車両の処分価値は僅少で排気量2000cc以下であり、かつ、障害基礎年金の活用により維持に要する費用は確実にまかなわれるので、いずれも認められる。最後に、⑤の要件は明らかに認められる。

(エ) 改正後課長通知の要件についてみても、送迎サービス等ないしタクシー移送の利用に比べ本件車両保有が地域の実態に照らして社会通念上妥当である。

本件においては、なるほどD医院による送迎サービスという医療機関等の行う送迎サービス等の活用、及び生活保護費によるタクシーでの移送が行われたことは確かである。

しかし、そもそも既に主張している請求人及び母らの障害の程度及び生活環境に照らして本件車両なしに日常生活を円滑に営むことは困難であり、本件車両の保有の必要性は高い。

また、請求人らのタクシーによる移送費は平成26年8月1日振込分4,240円、同年9月2日振込分3,150円、及び同年10月2日振込分9,760円と、月平均5,000円を超え、かつ請求人らの症状に併せて増額する見込みがあった。しかも8月保護変更申請に係る請求人の通院回数は2回と、四肢痙直障害による通所リハビリ等が必要な請求人にとって十分なものではなかった。従って、これらタクシーによる通院は、請求人らが健康で文化的な最低限度の生活を営むにあたって必要な程度に達していない。

以上、請求人及び訴外母らの生活保護による移送費に比して、請求人が保有する本件車両の維持費は自賠責保険料年額36,840円と車検費用76,000円程度である。なお、ガソリン代は維持費として考慮すべき費用とは言えない。そうすると、送迎サービス等ないしタクシー移送の利用に比べ、請求人が本件車両を保有することは、改正後課長通知に照らしても、地域の実態に照らして社会通念上妥当であるといえる。

(2) 請求人が審査庁に提出した証拠書類には次の記載がある。

ア 平成28年7月21日付けの本件停止決定通知書には、「保護の停止期間 同年8月1日から、停止した保護の種類 生活扶助・住宅扶助・医療扶助、停止の理由 その他 指導（指示）に従わなかったため」との記載がある。

イ 平成28年8月1日付けの指導（指示）書には、「保護の決定実施のため必要がありますので、法第27条の規定により、次のことについて指導（指示）いたします。指導（指示）事項 あなたの世帯に対して同日付けで停止処分を実施しております。保護停止中も車の保有について認められないため処分するように指導（指示）いたします。早急に車の処分に着手するとともに下記の期限までにその進捗状況が確認できる書類を処分庁まで提出してください。実施期限 同年9月9日まで 注 指導（指示）に従う義務の実行に違反したときは、法第62条により保護の変更、停止又は廃止をすることがあります。法第27条抜粋 保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」との記載がある。

(3) 審理員が平成28年12月1日に受理した請求人の反論書には次の趣旨の記載がある。

ア 処分庁作成に係る平成28年11月2日付弁明書(同月11日受領。以下「弁明書」という。)に対する認否

弁明書記載の「本件停止決定に至る経緯」記載の事実(ア)(イ)(オ)(カ)(ク)(ケ)は認める。その余は不知。

イ 弁明書「処分庁の意見」に対する反論

(ア) 本件指導について、適法正当な停止決定処分とする意見は失当である。

審査請求書の理由を援用するほか、弁明書記載の処分庁の意見は以下の点が問題となる。

(イ) ウの(オ)なお書きにおいて、処分庁は、本件停止決定解除を平成28年9月1日付で行っている旨を述べている。これ自体は事実であるが、年金の振り込みのない月にはさらに取消処分がなされるため、請求人らの窮迫した状況は続いている。

また、生活保護の停止により請求人の健康保険給付及び母の高齢者医療給付の申請をしていたところ、上記解除に伴い請求人はこれらの返還を行った。これらの申請及び返還は、以後請求人らの窮迫した状況は続くことにより、解除と取消が繰り返されることにより今後も請求人がそのたびに行わなければならない。解除と取消が繰り返すことで、審査請求書記載の身体障がいをもつ請求人にそのような苦役を課すことは不当である。

(ウ) 処分庁は、問答集問3-14の答えを引用して、生活用品としての自動車保有を認める段階に至っていない旨を主張する。しかし、日常生活に支障をきたす四肢麻痺という身体障がいをもつ請求人やほぼ寝たきりの母にとって、自動車は、飲食・生活用品購入に自動車を利用するほかないなど、生活用品というより介護用品としての性格を有するといっても過言ではない。

課長通知の5つの条件のうち(2)で認められるタクシー利用は通院の場合に限られ、ケース診断会議において、処分庁はこれを前提とした判断を行っているが、このような請求人らの状況をみれば、裁量を逸脱した違法があることは明らかである。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が平成28年11月2日に受理した処分庁の弁明書には次の趣旨の記載があ

る。

ア 審査請求書記載事実の認否

請求人に対し平成28年8月1日付けで本件停止決定を行ったことは認め、その余は争う。

イ 本件停止決定に至る経過

- (ア) 平成26年4月4日 母は、処分庁に対して「生活が苦しいため」として、請求人と2人世帯で保護の申請を行った。
- (イ) 平成26年4月14日 処分庁は、母及び請求人に対して申請日と同日の同月4日付けで保護の開始決定を行い、それを世帯主である母に通知した。
- (ウ) 平成26年7月1日 処分庁は、本件車両の保有要件についてケース診断会議を開催した。
そこで、課長通知問(第3の12)の答1の(1)から(5)の状況に該当するかを検討した結果、(2)に該当するとの判断に至らず、法第28条第1項に基づいて検診命令を行うことを決定した。
- (エ) 平成26年7月28日 処分庁は、本件車両の保有要件についてケース診断会議を開催した。
検診命令の結果をもとに、課長通知問(第3の12)に該当するかを再度検討した結果、検診命令の結果により請求人は「タクシーの利用により通院が可能である」ため、課長通知問第(3の12)の答1の(2)のうち「タクシーでの移送に比べ、自動車での通院が地域の実態に照らし、社会通念上妥当であると判断される等、自動車により通院等を行うことが真にやむを得ない状況であることが明らかに認められる」場合には該当しないため、本件車両の保有を否認することを決定した。
- (オ) 平成28年4月15日 処分庁は請求人に対し、本件車両を処分し、進捗状況を報告するよう、法第27条第1項の規定に基づき文書で指導した。
- (カ) 平成28年5月23日 処分庁は指導の履行期限を過ぎても請求人が本件車両を処分又は進捗状況の報告をしなかったため、請求人に対し、本件車両を処分し、進捗状況を報告するよう、法第27条第1項の規定に基づき再度文書で指導した。

(キ) 平成28年7月7日 処分庁は再度の指導の履行期限を過ぎても、請求人が本件車両を処分又は進捗状況の報告をしなかったことから、処分を行うに当たり、組織的に判断し、かつ判断に慎重を期すため、ケース診断会議を開催して検討した結果、停止処分が相当であるとの結論に達した。

また、同ケース診断会議において、請求人の身体状況及び生活環境は、処分庁が最初に本件車両の保有を否認することを決定した、平成26年7月28日と大きな変化がなく、引き続き課長通知問（第3の12）の要件には該当せず、本件車両の保有を否認することも再度確認した。

(ク) 平成28年7月8日 処分庁は同月7日に開催したケース診断会議の結果により、生活保護の停止処分を行うに当たり法第62条第4項の規定に基づき、弁明の機会を付与する旨を書面にて通知した。

なお、通知に当たっては、訪問して通知書を手交したい旨を予め請求人に架電で伝えたところ、訪問を拒否されたため、内容を説明したうえで送付することを伝え、普通郵便で送付した。

(ケ) 平成28年7月21日 処分庁は弁明の機会に請求人が現れず、また、他の方法でも弁明を行わなかったことから、法第62条第3項の規定に基づき本件停止決定を行い同日付けで世帯主である母に通知した。

ウ 処分庁の意見

本件停止決定は、次のとおり法に基づく、適法正当な停止決定処分である。

(ア) 生活保護は、法第4条第1項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」とされており、その活用すべき資産の取り扱いは、次官通知第3に定められており、「原則として処分のうえ、最低限度の生活の維持のために活用させること。」としている一方で、5つの場合について限定列挙して例外を示している。

また、課長通知において「障害者が通院等のため自動車を必要としている場合等の自動車保有」として問（第3の12）が定められており、その答において、「次のいずれかに該当し、かつ、その保有が社会的に相当と認められるときは、次官通知第3の5にいう『社会通念上処分させることを適当としないもの』としてその保有を認めて差しつかえない。」としており、示された条件を満たした場合に限り、限定的に保有を認めることとしている。その1として「障害（児）者が通院等のために自動車を必要とする場合であって、次のいずれにも該当する場合」として、5つの条件を挙げ、その（2）に「タクシーでの移送に比べ自動車での

通院が、地域の実態に照らし、社会通念上妥当であると判断される等、自動車により通院等を行うことが真にやむを得ない状況であることが明らかに認められること。」としている。

さらに、問答集問3-14の答において、「生活用品としての自動車は、単に日常生活の便利に用いられるのみであるならば、地域の普及率の如何にかかわらず、自動車の保有を認める段階には至っていない。」としている。

- (イ) 処分庁は本件停止決定の前提となった、法第27条第1項の規定に基づく書面での指導を行うのに先立ち、平成26年7月28日に開催したケース診断会議において、課長通知問(第3の12)の答1の(2)には該当しないとして、本件車両の保有を否認することを決定した。

このケース診断会議において処分庁は、医師の診断に基づき請求人が通院にタクシーを利用することが可能であることを確認したほか、請求人が居住する市域において、タクシー会社が複数営業しており、請求人が通院に利用しようと思えば、不自由なくタクシーを利用できることを踏まえて総合的に判断した結果、「タクシーでの移送に比べ、自動車での通院が地域の実態に照らし、社会通念上妥当であると判断される等、自動車により通院等を行うことが真にやむを得ない状況であることが明らかに認められる」場合には該当しないとの結論に達したものである。

また、処分庁は本件停止決定を行うに当たり、弁明の機会を付与する前にも、平成28年7月7日にケース診断会議を開催し、再度、課長通知問(第3の12)の答1の(2)には該当しないとして、本件車両の保有を否認することを確認した。

- (ウ) 処分庁は法に定められた手続きのとおり、法第27条第1項に基づく指導のうち、法第62条第4項の規定に基づき、弁明の機会を付与している。

- (エ) 本件審査請求は本件停止決定の前提となった、処分庁が平成28年5月23日に法第27条第1項の規定に基づき書面で行った指導において処分するよう求めた本件車両について、処分庁が保有を否認したことが違法もしくは不当と主張しているように見えるが、次の通り、本件車両は保有が認められないものである。

まず、生活用品としての自動車は保有が認められていない。

次に、障害者が通院等のため自動車を必要としている場合においては、課長通知問(第3の12)の答1の(1)から(5)までに示されたすべての条件を満たしている場合とされており、請求人はタクシーを利用して通院をすることが可能であるから、(2)の条件に当てはまらず、本件車両の保有は認められない。

なお、本件審査請求は請求人及び母の症状に合わせてタクシーによる移送費が増額する見込みがあったこと並びに平成26年8月の請求人の通院回数が十分な

ものではなかったことを以って、タクシーによる通院が「健康で文化的な最低限度の生活を営むにあたって必要な程度に達していない」旨を主張しているが、金額や通院回数と、本件車両の保有には何ら関係性がない。

- (オ) なお、処分庁は請求人及び母が請求人の年金収入によって生活するなかで、窮迫した状況にあると認めたため、平成28年9月1日付けで本件停止決定を解除している。

以上により、本件停止決定には、違法又は不当な点はなく、適法正当な停止決定処分であるため、本件審査請求は棄却されるべきである。

- (2) 審理員が平成29年1月18日に受理した処分庁の再弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 審査請求書及び反論書記載事実の認否
以下、弁明書に加えて認否を行う。

- (ア) 審査請求書 「審査請求の理由」について

- a 同アについて

第1段落の第1文については認め、第4文は否認し、その余は不知。同第4文において請求人は、自らの障害状態を「2級相当と言える程度にある。」と主張しているが、根拠がない。その余は不知。

第2段落の第1文については認め、第2文は否認する。同第2文において請求人は、母について、「ほぼ寝たきりの状態」と主張するが、処分庁が請求人及び母で構成される請求人らの世帯の生活状況を確認するために、平成28年9月20日に実施した母のケアマネージャーからの聞き取りにおいて、母が台所で食事を作っていたことが確認されている。その余は不知。

- b 同イについて

第1段落について否認する。本件車両について、「有効期間満了日 平成27年10月28日」としている。これは自動車検査証の有効期間の満了する日を表現しているように見えるが、実際の本件車両の自動車検査証の有効期間の満了する日は平成29年10月28日である。その余は認める。

第2段落について否認する。本件車両にかかる自動車賠償責任保険（以下「本件自賠責保険」という。）の保険料について、「年額36,840円」とあるが、実際の本件自賠責保険料は年額13,920円（2年間で27,840円）であり、そのほかにも請求人はJ社の自動車保険（以下、「本件任意

保険」という。)に加入しており、その保険料は年額38,280円である。その余は認める。

第3段落について不知。

第4段落について、第3段落と同一であり不知。

第5段落について否認する。同段落において請求人は、請求人の障害基礎年金により、「本件車両にかかる経費が確実にまかなわれる見通しがある」旨主張するが、認められない。生活保護は、法第4条第1項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」とされており、年金収入については、次官通知第8-3(2)ア(ア)において、「その実際の受給額を認定すること。」と定められているため、障害基礎年金は請求人らの世帯の生活費に充てられるべきものであり、本件車両の維持費に充てることは認められない。なお、請求人は、処分庁が平成26年6月19日に実施した聞き取りに対して、「本件車両の維持費は、法による扶助費から捻出して賄うつもりである」旨述べている。その余は認める。

c 同ウについて

第1段落について 不知。

第2段落について不知。ただし、同第2文において請求人は、「請求人が買い物などの荷物を歩行により自宅へ運ぶことは困難を極め」、「歩行により移動中転倒し、立ち上がれなかった。」旨主張しているが、そのような状態の請求人がどのようにして、「審査請求の理由」ア第2段落で主張するように、「ほぼ寝たきりの母の面倒を看ている状態である。」かについては大きな疑問がある。

第3段落について不知。

d 同エ(ア)について

第1段落の第1文については認め、第2文は否認する。請求人は検診命令の結果が明らかにされていない旨主張するが、処分庁は平成26年7月30日に請求人との電話のやり取りで、検診結果の概要について説明している。

第2段落について否認する。請求人は、「本書面第2記載の書面を交付して、」としているが、同箇所にもそのような書面の記載はない。その余は概ね認める。

第3段落について否認する。請求人は「タクシーによる通院移送費の金額が多額で、保護費が支給されるまで生活費に充てる手元現金が不足する」旨主張しているが、その金額について請求人は、「審査請求の理由」キ(エ)において「月平均5,000円を超える」としている。一方、請求人らの世帯は平成26年4月の生活保護開始から平成27年10月の車検までに法による扶助費の中から捻出した貯蓄で合計145,000円の車検代等を支払っ

ており、処分庁が請求人に対する障害者加算を減額し、若しくは削除した期間を含めても、平均すると月額8,000円を超える額の貯蓄を形成していることから、移送費の支出から扶助費の支給日までに生活費が足りずに困窮したと認めることはできない。その余は不知。

第4段落について否認する。請求人は「平成27年2月13日付けの通知書で処分庁から生活保護の変更（障害者加算部分の削除）処分を同年3月1日付けで行う旨通知された」としている。処分庁が請求人に対して同日付けで保護の変更（障害者加算の削除）処分をしたことは事実であるが、それに先立ち、処分庁は平成26年12月1日付けで生活保護の変更（障害者加算の減額）処分を行っている。その余は不知。

e 同エ（イ）について

第1段落について、「母が寝たきりである」としていること及び「請求人の生計が成り立たない」としていることは否認し、その余は概ね認める。

第2段落について、処分庁が請求人らの世帯に対して平成28年8月1日付けで本件停止決定を行ったことは認め、その余は不知。

f 同オについて

第2段落について、「障害者差別解消法を施行前」としている部分は否認し、その余は概ね認める。障害者差別解消法は平成28年4月1日に施行されている。

g 同カについて

第1段落について否認する。請求人は、「自動車保有を過度に制限」している旨主張するが、請求人の主観的な意見である。その余は概ね認める。

第2段落及び第3段落について概ね認める。

第4段落の第1文について否認する。その余は不知。

h 同キ（ア）について

第1段落について争う。

第2段落について認める。

第3段落及び第4段落について争う。

i 同キ（イ）について

第1段落について一部否認し一部は争う。同段落において請求人が、「平成24年11月9日大阪高等裁判所判決」として引用しようとしている判決は「平成25年4月19日大阪地方裁判所判決」であると解される。また、請求人は同判決により、「課長通知問（第3の12）は例示規定と解される」旨

主張するが後述イ 処分庁の意見（エ）aに述べるとおり争う。その余は概ね認める。

第2段落の第1文について否認する。請求人は、「課長通知問（第3の12）にいう『通院等』は、通院、通所及び通学に限られるべきでない。」旨主張するが、課長通知問（第3の12）問の1は「通院、通所及び通学（以下「通院等」という。）」としており、同問答における通院等は、文理的にこれらに限られる。また、同第2文について否認する。請求人の評価であり、理由がない。

j 同キ（ウ）について

「障害基礎年金により維持費がまかなわれる」とする部分は否認し、その余は概ね認める。

k 同キ（エ）について

第1段落について争う。

第2段落について概ね認める。

第3段落について争う。

第4段落の第1文について移送費の実績は認めるが、移送費が増額する見込みがあったかどうかは不知。同第2文について通院回数の実績は認めるが、通院回数が十分なものでなかったかどうかは不知。同第3文について争う。

第5段落の第1文について否認する。本件車両の維持費については「イ 処分庁の意見（エ）c」において述べる。同第2文及び第3文について争う。

(イ) 反論書について

a 同アについて

否認する。請求人は弁明書記載のイのうち、（ウ）及び（エ）について不知としているが、処分庁はそれぞれ平成26年7月2日及び同月30日に請求人に架電し、ケース診断会議の結果を説明している。

b 同第イの（イ）について

第1段落第1文について認め、第2文について、本件停止決定時における、請求人らの世帯の窮迫については否認する。本件停止決定は請求人らの世帯の収入状況を勘案して行っており、直ちに窮迫に陥ることはない。また、保護停止期間中も請求人らの世帯の状況の把握に努めており、必要に応じ、保護を再開する（停止処分を解除する）準備があり、現実には、保護を再開した。

第2段落について、請求人の評価であり、不知。保護の停止に伴うものであり、制度上やむを得ないものである。

c 反論書イの(ウ)について

「母がほぼ寝たきりである」としていることは否認し、その余は争う。

イ 処分庁の意見

本件停止決定について、請求人が審査請求書及び反論書で違法または不当と主張する内容については、次のとおり違法または不当な点はない。

(ア) 障害者差別解消法と本件停止決定について

審査請求書の「審査請求の理由」のオにおいて、障害者差別解消法の立法趣旨と内容について触れているが、本件停止決定は障害者差別解消法とは直接関係がない。

そもそも、言うまでもなく、処分庁は障害を理由とした差別的な扱いはしておらず、次官通知等の定めに従って本件停止決定を行ったに過ぎず、障害者差別解消法の立法趣旨や定め反していないことは明らかである。

(イ) 日本弁護士連合会の意見書と本件停止決定について

審査請求書の「審査請求の理由」のカにおいて、請求人は日本弁護士連合会が平成22年5月6日に取りまとめ、発表した意見書について触れているが、同意意見書があったとしても、行政機関の手続きや決定に影響を及ぼすものではないため、本件停止決定とは何ら関係がない。

(ウ) 課長通知問(第3の12)が平成26年3月31日に改正されたことと本件停止決定の関係について

a 審査請求書の「審査請求の理由」のキ(ア)の第1段落において、請求人は障害者差別解消法が制定され、日本弁護士連合会の意見書が発表されたことにより、課長通知問(第3の12)の運用が改められるべきであると主張するが、同意意見書が発表された平成22年及び障害者差別解消法が制定された平成25年よりも後の、平成26年に課長通知問(第3の12)は改正されていることから、請求人が主張している影響があるとすれば、それらを踏まえた内容となっているはずであるため、請求人の主張は失当である。

b 審査請求書の「審査請求の理由」のキ(ア)の第3段落及び第4段落において、請求人は「課長通知問(第3の12)が改正された平成26年の前後で法解釈の前提となる社会的環境等が著しく変化したという事実はない。」ことから、「改正前より不利に解釈されるべきでない。」旨主張する。しかし、そもそも、課長通知が改正された理由は、取り扱いを変更すべき事情があったからにほかならず、

請求人の主張は失当である。

- c 審査請求書の「審査請求の理由」のキ（ウ）において、請求人は平成26年に改正される前の課長通知問（第3の12）における該当性を主張するが、前記aで述べたとおり改正前の課長通知は本件停止決定とは関係がなく、該当性を検討する意味がない。

(エ) 課長通知問（第3の12）の検討状況について
弁明書ウでの主張に加え、以下のとおり、これを補充する。

- a 課長通知問（第3の12）は、例示ではないこと。

請求人は、課長通知問（第3の12）が例示であることの根拠として、審査請求書の「審査請求の理由」のキ（イ）において大阪地方裁判所の判決を引用するが、同判決においては、そのような内容は判示されていない。

- b 請求人は、他法他施策による送迎サービス等の活用が可能であること。

請求人は、身体障害者等級3級であることから、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく障害福祉サービスにより送迎を利用することが可能である。

ただし、請求人は、再三にわたり処分庁が助言したにもかかわらず、これまでに、同サービスを利用した実績はない。

- c 本件車両を保有する場合の維持費が、タクシーによる移送費と比べ、経済的合理性があるとは言えないこと。

課長通知問（第3の12）答1（2）にいう、「(略)自動車での通院が、地域の実態に照らし、社会通念上やむを得ない状況であること」とは、経済的合理性の判断を求めるものではなく、本件車両の保有が、当該項目に該当しないことは既に主張した（弁明書ウ（イ））が、念のため、経済的合理性についても検討しておく。

なお、請求人は母の通院等を含めて、移送費等の議論をしているが、課長通知問（第3の12）は障害（児）者の通院等について定めた内容であるため、請求人の移送費について検討する。

請求人の平成28年4月から同年7月の通院状況は次のとおりである。

- ・ D医院 合計5日
(4月：0日、5月：1日、6月：2日、7月：2日)
- ・ F医院 合計5日
(4月：2日、5月：1日、6月：0日、7月：2日)

・E病院 合計2日

(現：E医療センター)

(4月：1日、5月：0日、6月：0日、7月：1日)

請求人が、処分庁に申請したタクシー移送費の実積は次のとおりである。

・D病院 0円(医療機関の無料送迎サービス)

・F病院 1日平均3,105円

(内訳：平成26年8月3,090円、同月3,120円(各1日))

・E病院 1日3,740円

(内訳：平成26年8月3,740円(1日のみ))

よって、請求人のタクシー移送費は1月あたり平均で5,751円であり、最大でも9,950円である。

本件車両を保有する場合の維持費は、次のとおりであり、月額平均10,231円程度である。

・車検代(本件自賠責保険料及び自動車重量税を含む)

145,000円/2年(平成27年10月車検時の実積)

・本件任意保険料 3,190円/月

・ガソリン代 1,000円/月

(平成26年6月19日請求人申し立てによる)

以上のことから、本件車両を保有する場合の維持費が、タクシーによる移送費と比べ、経済的合理性があるということとはできない。

d 請求人らの世帯に本件車両の「保有を認めることが真に必要であるとする特段の事情がある」とは認められないこと。

課長通知問(第3の12)答1は、なお書きに「以上のいずれかの要件に該当しない場合であっても、その保有を認めることが真に必要であるとする特段の事情があるときは、その保有の容認につき厚生労働大臣に情報提供すること。」としている。このため、課長通知問(第3の12)答1(2)に該当しない請求人らの世帯について、念のため母の状況も含めて「保有を認めることが真に必要であるとする特段の事情がある」と認められるか検討する。

まず、課長通知問(第3の12)が障害(児)者の通院に関する規定であることはすでに主張した(イの(エ)のc)が、改めて述べておく。

次に、請求人の主張は、通院のみならず、日常生活で利用するために、本件車両の保有が認められるべきとの趣旨であると解するところ(審査請求書の「審査請求の理由」のウ、オ、カ及びキ)、生活用品としての自動車の保有を認める段階には至っていないことは既に主張した(弁明書ウ(ア))。

最後に、請求人は、反論書のイの(ウ)において本件車両は「介護用品」としての性格を有すると主張するが、母は介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく介護サービスを利用することによって、通院、買い物等の援助を受けられ

るものである。

以上のことから、課長通知問（第3の12）答1なお書きの「保有を認めることが真に必要であるとする特段の事情がある」と認めることはできない。

(3) 処分庁が審理員に提出した証拠書類には次の趣旨の記載がある。

ア 平成26年6月19日付けのケース記録票には、「車の保有について、ケース診断会議にあげるにあたっての必要な情報を電話にて請求人に確認する。(中略)母については、介護サービスで、請求人については障害福祉サービスで、通院介助や、家事援助というサービスがあり、申請から利用までに時間を要するため、前もって申請する必要があることを伝えておく。」との記載がある。

イ 平成26年7月1日付け開催のケース診断会議記録票には、「6 会議の要点 課長問答 問（第3の12）の答え1に定める要件（1）及び（3）から（5）を満たしているが、（2）を満たしているかどうか。改造していない自家用車の運転席に乗り込み、運転ができるとの訴えがあるが、この身体的状況での通知手段の確保について、医学的見地の判断を要する。また、保有を認めるに当たっては、運転することが可能かどうか医学的見地の判断を要する。 8 今後の措置について 保有を容認するかどうかについては、保留となる。公共交通機関による通院が可能かどうか。不可能であれば、タクシーによる通院が可能かどうか。さらに不可能であれば、自家用車での請求人の運転による通院は可能かどうか。可能であれば、改造しなくても良いのかどうか。という点について、検診命令をかけることで、医療的な意見を求める。これらのことを明らかにした上で、再度ケース診断会議にて判断することとなった。」との記載がある。

ウ 平成26年7月8日付けの検診書には、「診療の要否・診療の方法に関する意見 公共交通機関の利用は危険性を伴う。手で操作するよう改良した自家用車の使用が望ましい。タクシーの利用は可能も、通院のみの利用ではなく、日常生活でも利用するならば、改良車の方が良いとは思われる。」との記載がある。

エ 平成26年7月28日開催のケース診断会議記録票には、「6 会議の要点 車の保有容認の可否について 医師より、タクシーの利用は可能である。自家用車の使用については、手で操作するよう改良したものが望ましいとの回答があった。 8 今後の措置について 請求人保有の自動車は未改良であり運転は危険を伴う。介護を伴わずに自動車の乗降が可能なのであれば、タクシーによる通院は可能であると判断できるため、課長問答、問第3-12の答1-(2)に該当せず、自動車の保有は容認することができない。よって通院手段としては、タクシーの利用を促す。」との記載がある。

オ 平成26年7月30日付けのケース記録票には、「請求人へ、電話にてケース診断会議の結果を伝える。車の保有は認められないこと、処分指導をしていくことについて伝える。結果に至った理由としては、タクシーの利用での通院が可能だと会議で判断したと伝える。(中略) 医師より、改造車が望ましいとの回答があり、運転することについても、危険性の観点からも、普通車の運転は認められないことも伝えておいた。母の介護サービス利用については全く考えていないようだった。」との記載がある。

カ 平成26年8月19日付けのケース記録票には、「母の7月分D医院への通院についての移送費申請書受理。D医院から意見書は未受理であるが、以下の通り電話にて母の病状について確認を行ったため、支給するもの。(9月より病院の送迎の利用をすすめていく。) いつも請求人の付き添いのもと、通院している。脇をかかえないと歩行できないまでではないが、横について見守りで移動しないと転倒の危険はある。よって一人での通院は困難であり、タクシーの利用が必要だとのことだった。なお、D医院では無料で送迎をしているとの話もあった。7月1日付医療扶助の移送費計上 3,150円支給」との記載がある。

キ 平成26年8月25日付けのケース記録票には、「家庭訪問を行う。母、請求人在宅(中略) 請求人に、母の介護サービス利用の話をするも、テレビで、ヘルパーが家に入って物をぬすんだりするなど、よくないニュースを見て、以来ヘルパーを利用することが考えられないとのこと。話を傾聴した後、請求人が万が一入院することになったなど家をあけることになった際にいきなり他者(ヘルパー)が自宅に入ることになると、相当なストレスではないかということ、それであれば今請求人が自宅にいる間からヘルパー利用の方が、ストレスは軽減されるのではないかということ伝えておく。」との記載がある。

ク 平成27年1月27日付けのケース記録票には、「家庭訪問を行う。母、請求人在宅。(中略) 請求人が母の面倒を24時間みている状況であるため、介護サービスの利用を検討してはどうかと、再度伝えるも、拒否。万が一請求人に何かあったときに急に他者の支援を受けることになる方が母にとってストレスになるのではと話す、徐々に考えていかなければならないとは思っているとのことだった。(中略) 車について、処分に向けての行動はしていないとのことだった。このままの状況であれば、保護の変更も検討していることを伝える。また、今でも車に乗っているようだったので、乗らないで下さいと口頭指導しておく。医師の意見としても、「改造車が望ましい」と回答あったことを再度話すと、「それははじめて聞きました」とのこと。改造もしていない、普通車を運転することは、危険であることを伝えておいた。」との記載がある。

ケ 平成27年4月14日付けのケース記録票には、「家庭訪問の実施。母、請求人在宅。母はぐっすり眠っているとのことだった。(中略) 母と少しでも離れる時間を作ってい

くことも今後お互いのためになると思うと伝える。請求人自身も、生活のしづらさを感じているなら、障害福祉サービスの利用を前向きに考えてはどうか、話しておく。」との記載がある。

コ 平成27年8月19日付けのケース記録票には、「家庭訪問の実施。母は体調が悪く、寝込んでいるため、請求人のみ面談となる。母眠れないことが多く、眠れるときに眠らせてあげていると話す。購入した福祉用具を見せてもらう。どういう風に使っているか、実演してくれた。まだ数回しか使っていないとのことだったが、好印象を持っているようだった。体調が良くないときは、清拭をしていると話す。請求人に、腰に負担はかかってないか問うと、一時的に全身疲れると話していた。少しずつ、請求人以外の人（ヘルパー）に介護してもらう方向に向けられるよう、一緒に考えていきましょうと伝えておく。請求人は特に変わりはないようで、無理のない生活を心がけているようだった。自動車については、変わらず乗らないよう話しておく。」との記載がある。

サ 平成28年4月7日付けのケース記録票には、「家庭訪問の実施 母は寝ているとのことで請求人のみと面談を行う。（中略）母のケアマネが時々自宅に様子を見に来てくれているとのことだったので、介護のことで何か相談があれば伝えるよう言っておいた。（中略）近いうちに、車の処分指導を再開する旨伝える。『自分たちは弁護士に任せているので』と、車の処分はしないような発言があった。これからも車は乗らないようにと伝えておいた。ただ通院や買い物等には変わらず車を使用しているようだった。」との記載がある。

シ 平成28年4月15日付けのケース記録票には、「請求人に対して、自動車処分について法第27条に基づく文書指導5回目を行う（別紙有り）。請求人の状況は、平成26年7月と変化なく、タクシー利用が可能であると判断でき、車の保有は認められないため。」との記載がある。

ス 平成28年4月15日付けの指導（指示）書には、「保護の決定実施のため必要がありますので、法第27条の規定により、次のことについて指導（指示）いたします。指導（指示）事項 あなたの世帯に対しては平成26年4月4日より保護を適用しております。保護受給中の車の保有について認められないため、処分するように同年9月5日付け、同年10月15日付け、同年12月3日付けおよび平成27年1月13日付けで、文書で指導を行いました。しかしながら処分に向けての行動が見受けられない為、再度文書にて、車の処分について指導（指示）いたします。早急に車の処分に着手するとともに下記の期限までにその進捗状況が確認できる書類を処分庁まで提出してください。なお、この指導（指示）に従わない場合は、保護の変更、停止又は、廃止をすることがあることを申し添えておきます。 実施期限 平成28年5月20

日まで 注 指導（指示）に従う義務の実行に違反したときは、法第62条により保護の変更、停止又は廃止をすることがあります。（法第27条抜粋）保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」との記載がある。

セ 平成28年5月23日付けのケース記録票には、「文書指導5回目について、送付した後、請求人より自動車処分に関する動きや、相談、連絡等全くないため、本日付で自動車処分について法第27条に基づく文書指導6回目を行う（別紙有り）。」との記載がある。

ソ 平成28年5月23日付けの指導（指示）書には、「保護の決定実施のため必要がありますので、法第27条の規定により、次のことについて指導（指示）いたします。指導（指示）事項 あなたの世帯に対しては平成26年4月4日より保護を適用しております。保護受給中の車の保有について認められないため、処分するように同年9月5日付け、同年10月15日付け、同年12月3日付け、平成27年1月13日付けおよび平成28年4月15日付けで指導を行いました。しかしながら処分に向けての行動が見受けられない為、再度文書にて、車の処分について指導（指示）いたします。早急に車の処分に着手するとともに下記の期限までにその進捗状況が確認できる書類を処分庁まで提出してください。なお、この指導（指示）に従わない場合は、保護の変更、停止又は、廃止をすることがあることを申し添えておきます。実施期限平成28年7月5日まで 注 指導（指示）に従う義務の実行に違反したときは、法第62条により保護の変更、停止又は廃止をすることがあります。（法第27条抜粋）保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」との記載がある。

タ 平成28年7月7日付けのケース記録票には、「請求人の車 保有している車について、処分指導をしているも、指導に従わないため、別紙の通りケース診断会議により弁明の機会付与通知書の送付後、同年8月1日付けで保護の停止処分を行うことに決定した。停止処分の実施後、生活状況および資産状況の確認をし、世帯の困窮が見受けられた場合停止解除を行うものとする。偶数月は請求人の障害年金が支給されるが、奇数月には世帯の収入がないため、困窮に陥る可能性がある。家庭訪問により、生活状況を把握していくもの。また、車の保有要件に該当しないこともケース診断会議で確認した。」との記載がある。

チ 平成28年7月7日開催のケース診断会議記録票には、「6 会議の要点 ①文書指導（指示）に従わなかったことによる処分内容について。⇒高齢者と障害者である本世帯について、処分による生活への影響を最小限にとどめるため、これまでに2回の変更処分（加算の減額及び加算の削除）を行っているが、今回は停止処分を行うべき

かどうか。②自動車の保有について検討を行った前回のケース診断会議から約2年が経過しているが、現在も保有の要件に該当しないかの再確認。⇒同年4月7日の家庭訪問で確認した通り、請求人は母の介護を続けており生活の状況は大きな変化が認められず、障害者用に改造されていない普通自動車で通院等をしていることから、タクシーへの乗降動作に支障はなく、タクシーによる通院が可能と判断される。8 今後の措置について 会議の要点①については、さらに変更（扶助を減額）する根拠はなく、指導に従わない請求人を世帯分離すると、収入認定の関係上、本世帯への扶助額が増額となることから、停止処分はやむを得ない。また、処分後に困窮状態に陥る可能性もあり、本世帯の状況を把握し続けていく必要性からも、廃止ではなく停止が適当である。会議の要点②については、課長通知問（第3の12）の答1の（2）のうち『タクシーでの移送に比べ、自動車での通院が地域の実態に照らし、社会通念上妥当であると判断される等、自動車により通院等を行うことが真にやむを得ない状況であることが明らかに認められる』場合に引き続き該当しないと判断できる。よって、弁明の機会を付与したのち、同年8月1日付けで保護の停止処分を実施する。停止中も生活状況並びに資産（預貯金及び手持ち金等）の状況を把握するように努め、世帯が窮迫していると認められる場合は停止解除を行う。」との記載がある。

ツ 平成28年7月8日付けのケース記録票には、「請求人へ架電 弁明の機会付与通知書を自宅へ持って行きたい旨伝えるも、『今日は無理』と断られる。郵送することを伝える。口頭で内容を説明する。停止となれば、請求人は国民健康保険に、母は後期高齢医療に加入する必要があることを説明した。『はい、はい』と淡々と返答していた。加入について、8月1日以前に必要なのかとの質問を受けたため、8月1日以降2週間以内（8月12日）に行政サービスの部署で手続きができることを伝えた。」との記載がある。

テ 平成28年7月8日付けの弁明の機会付与通知書には、「法第62条第3項に基づき、同年8月1日付けで保護の停止処分をします。については、同法第62条4項に基づき、弁明の機会を与えるので下記のとおり通知します。 記 1 保護の停止処分をしようとする理由 法第27条第1項に基づき、同年5月23日付け指導（指示）書により行った指導（指示）に従わなかったため。 2 弁明の日時 同年7月20日 10時00分 3 弁明の場所 処分庁」との記載がある。

ト 平成28年7月12日付けのケース記録票には、「請求人へ架電 停止後について話がしたいので訪問したいと伝えるも、『どうせ停止になるなら来てもらう意味なんてない』と訪問を拒否する。電話にて、話をする。8月1日より停止となれば、世帯の収入である請求人の障害年金で生活することになるが、困窮状態となれば、必ず相談してほしいこと、預貯金の確認、生活状況の確認後、停止解除を検討することを説明する。年金が支給されない奇数月は生活がしんどくなることが予測されるので、相談

するようにと伝えておく。」との記載がある。

ナ 平成28年7月21日付けのケース記録票には、「請求人へ架電 弁明の機会付与通知書記載の同月20日に来所がなかったため、8月1日付で停止となる旨伝える。また、母の介護サービス利用者負担分について、8月より支払ってもらわないといけなことを伝える。請求人了承していた。行政サービスの部署へ20日以内に行けばよいのかと、質問されたので、2週間以内ですが、休日もあるので、12日までに手続きに行くよう伝える。(中略)何かあれば連絡下さいと伝えておく。8月1日付 停止 指導(指示)に従わなかったため。」との記載がある。

ニ 平成28年7月21日付けの保護決定調書には、「決定年月日 平成28年8月1日 保護 停止 事由 その他 指導(指示)に従わなかったため」との記載がある。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第4条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条において「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (2) 法第27条第1項は、「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」と定めている。
- (3) 法第62条第1項は、被保護者は、保護の実施機関が、「第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。」と定め、同条第3項には、保護の実施機関は、被保護者が、その「義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。」と定めている。
なお、この場合には、同条第4項により、保護の実施機関は、「保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。」と定めている。
- (4) 局長通知第11の2の(4)では、「法第27条による指導指示は、口頭により直接当該被保護者(これによりがたい場合は、当該世帯主)に対して行うことを原則とするが、これによって目的を達せられなかったとき、または目的を達せられないと認め

られるとき、及びその他の事由で口頭によりがたいときは、文書による指導指示を行うこととする。当該被保護者が文書による指導指示に従わなかったときは、必要に応じて法第62条により所定の手続を経たうえ当該世帯又は当該被保護者に対する保護の変更、停止又は廃止を行うこと。」と定めている。

- (5) 次官通知第3は、「最低生活の内容としてその所有又は利用を容認するに適しない資産は、次の場合を除き、原則として処分のうえ、最低限度の生活の維持のために活用させること。なお、資産の活用は売却を原則とするが、これにより難いときは当該資産の貸与によって収益をあげる等活用の方法を考慮すること。1から4まで(略)5社会通念上処分させることを適当としないもの」と定められている。
- (6) 課長通知第3の12は、「次のいずれかに該当し、かつ、その保有が社会的に適当と認められるときは、次官通知第3の5にいう「社会通念上処分させることを適当としないもの」としてその保有を認めて差し支えない。1障害(児)者が通院等のために自動車を必要とする場合であって、次のいずれにも該当する場合(1)障害(児)者の通院等のために定期的に自動車が利用されることが明らかな場合であること。(2)当該者の障害の状況により利用し得る公共交通機関が全くないか又は公共交通機関を利用することが著しく困難であって、他法他施策による送迎サービス、扶養義務者等による送迎、医療機関等の行う送迎サービス等の活用が困難であり、また、タクシーでの移送に比べ自動車での通院が地域の実態に照らし、社会通念上妥当であると判断される等、自動車により通院等を行うことが真にやむを得ない状況であることが明らかに認められること。(3)自動車の処分価値が小さく、又は構造上身体障害者用に改造してあるものであって、通院等に必要最小限のもの(排気量がおおむね2,000CC以下)であること。(4)自動車の維持に要する費用(ガソリン代を除く。)が他からの援助(維持費に充てることを特定したものに限る。)、他施策の活用等により、確実にまかなわれる見通しがあること。(5)障害者自身が運転する場合又は専ら障害(児)者の通院等のために生計同一者若しくは常時介護者が運転する場合であること。なお、以上のいずれかの要件に該当しない場合であっても、その保有を認めることが真に必要であるとする特段の事情があるときは、その保有の容認につき厚生労働大臣に情報提供すること。」と定められている。
- (7) 問答集の問3の14の答において、「生活用品としての自動車は、単に日常生活の便利に用いられるのみであるならば、地域の普及率の如何にかかわらず、自動車の保有を認める段階には至っていない。(中略)なお、生活用品としての自動車については原則的に保有は認められないが、なかには、保有を容認しなければならない事情がある場合もあると思われる。かかる場合は、実施機関は、県本庁及び厚生労働省に情報提供の上判断していく必要がある。」と記載している。

2 審理員意見書及び大阪府行政不服審査会第3部会答申書（以下「答申書」という。）の要旨について

(1) 審理員意見書の要旨

ア 結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

イ 理由の要旨

(ア) 処分庁は、請求人に対し本件車両の保有は認められない旨の指導（指示）を行ったところ、請求人はこれに従わなかったため、請求人に対し、弁明の機会を与えた上で、本件停止決定を行ったことが認められる。

(イ) 請求人は、身体障害者等級3級である自身の通院や高齢の母の面倒を見るため本件車両を利用しなければならないのに日常生活で本件車両が使用できないため身体に負担・苦痛が生じていること、また、課長通知や問答集は、極めて限定された場合に限り自動車の保有を認めるなど自動車保有について過度に制限しており、判決において身体障害者に自動車の保有が認められた場合があること、さらに、タクシーによる移送費は月平均5,000円を超えることから本件車両保有が地域の実情に照らして社会通念上妥当であり、車は生活用品というより介護用品としての性格を有することなどから、処分庁が課長通知を前提として行った判断は、身体障害者である請求人やほぼ寝たきりの母の状況を鑑みれば裁量を逸脱したものであり、本件停止決定を取り消す旨主張する。

しかしながら、処分庁は、請求人に対し、障害者総合支援法に基づくサービスを活用するよう以前から呼びかけており、保護の補足性の原則を踏まえると、請求人はこれらサービスの活用を優先すべきであるとともに、これらサービスの活用が困難である具体的事実があるとは認められないこと、また、前記2 処分庁の主張の(2)のイの(エ)のcのとおり、請求人の通院状況を踏まえたタクシー移送費の実績と本件車両を保有する場合の維持費を比較した場合、本件車両保有の維持費の方がタクシー移送費を若干程度上回っており、前記1 請求人の主張の(1)のキの(イ)の請求人の主張にて「維持費等の経済的支出が社会通念上是認できる場合もあり得る」と請求人が主張する判決と照らし合わせても経済的合理性があるといえず、よって、本件車両での通院が社会通念上妥当であるとは認められないことから、処分庁が本件車両は前記1 本件に係る法令等の規定についての(6)に該当しないと判断したことにより一定の合理性が認められる。その上で、処分庁は、本件車両を処分する指導指示を行い、弁明の機会を付与した上で、指導指示義務違反として保護の停止に相当するとしたものであり、本件停止決定は違法又は不当とはいえず、請求人の主張は認められな

い。

また、請求人は、改正前の課長通知に照らせば本件車両の保有は認められる旨主張するが、請求人の主張する自動車保有を認めた判決後の平成26年3月31日に課長通知は改正されており、処分庁が本件変更決定時点において改正後の課長通知に準拠することは当然であることから本件主張は失当である。

(2) 答申書の要旨

ア 結論

本件審査請求は認容すべきである。

イ 理由の要旨

(ア) 法第4条第1項は、生活に困窮する者が利用し得る資産をその最低限度の生活のために活用することを保護の要件としており、同条にいう「資産」は基本的には処分価値を有するものを意味すると解される。局長通知第3で、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものを除き、一定範囲の不動産や事業用品等の保有を認めているのも、この観点によるものと解される(大阪地裁 平成25年4月19日判決・判例時報2226号3頁参照)。それゆえ、自動車についても基本的には同様の観点に立ってその保有の可否が判断されるべきである。そして、法第4条第1項の文意に照らすならば、処分価値が低い自動車である場合には、保護受給者がそれを保有又は利用することが直ちに「最低限度の生活」として容認できないという結論を導くことは困難であるといえる。

本件車両(初度登録(略)、自動車の種別・用途「小型・乗用」、車名(略)、総排気量「1.49リットル」)は、本件停止決定時において初度登録から約12年経過しており、オートガイド自動車価格月報(レッドブック)に照らしても、その処分価値が6万円以下との請求人の主張は妥当であり、また、歩行及び公共交通機関の利用に著しい困難を抱える請求人及び母にとって、本件車両は通院のみならず買い物など日常生活を営む上で不可欠であり、請求人世帯の自立の助長に資するものであると認められる。そうすると、本件車両の処分を求める指導又は指示については、これが妥当なものであるかが厳密に問われることになる。

以下、こうした観点から、本件文書指示及び本件停止決定の違法又は不当を審査する。

(イ) 本件では、請求人が身体障害者等級3級と認定された身体障害者であり、また母は脳梗塞などの持病を抱えており、両者とも歩行に多大な困難を伴うことが認められる。身体障害者の自動車の保有に関しては、前記1 本件に係る法令等の規定についての(6)のとおり、課長通知第3の12の1でこれが認められる場合を列挙してい

る。従前、処分庁は課長通知に基づいた運用を行ってきたところ、本件については課長通知第3の12の1の(2)(以下「課長通知(2)」という。)に該当しないことを理由に本件文書指示を行い、さらに「指導(指示)に従わなかったため」という理由を付して本件停止決定を行った。

本件記録によれば、処分庁が課長通知(2)に該当しないと判断したのは、平成26年7月28日に開催したケース診断会議で、「検診命令の結果により請求人は『タクシーの利用により通院が可能である』ため、課長通知(2)のうち『タクシーでの移送に比べ自動車での通院が地域の実態に照らし、社会通念上妥当であると判断される等、自動車により通院等を行うことが真にやむを得ない状況であることが明らかに認められる』場合には該当しないため、本件車両の保有を否認することを決定した」ことによる。ここでいう「検診命令の結果」は、E病院の医師が平成26年7月8日付けで作成した検診書中の「診療の要否・診療の方法に関する意見」の記述を指す。この記述は、「公共交通機関の利用は危険性を伴う。手で操作するよう改良した自家用車の使用が望ましい。タクシーの利用は可能も、通院のみの利用ではなく、日常生活でも利用するなら、改良車の方が良いとは思われる。」というものであった。

この検診命令の結果を受けて同ケース診断会議では、「Dr.よりタクシーの利用は可能である。自家用車の使用については、手で操作するよう改良したものが望ましいとの回答があった。」として、請求人が「介護を伴わずに自動車の乗降が可能なのであれば、タクシーによる通院は可能であると判断できるため、課長通知(2)に該当せず自動車の保有は、容認することができない。よって通院手段としては、タクシーの利用を促す。」ことが今後の措置として決定された。以上の点は、本件停止決定にあたって開催された平成28年7月7日のケース診断会議でも確認されている。

(ウ) 課長通知(2)が妥当であるという前提に立つとしても、本件文書指示に関する処分庁の判断には以下の問題点のあることが認められる。

まず第1に、処分庁は、課長通知(2)にいう「障害者」に請求人は該当するとしながら、母はこれに該当しないと判断している点である。この点に関して、処分庁回答書によれば、母は介護を要する状態であることは承知しているが身体障害者手帳未取得、及び取得に向けての相談、申出等もなかったことから該当しないと判断したという。しかしながら、問答集の問3-18の答は、課長通知の(2)にいう「障害の状況により利用し得る公共交通機関が全くないか又は公共交通機関を利用することが著しく困難」について、具体的には、「身体障害にあつては下肢、体幹の機能障害、内部障害等により歩行に著しい障害を有する場合」が該当すると定めるとともに、「身体障害の場合に限り、現時点では障害の程度の判定がされていないが、近い将来、身体障害者手帳等により障害の程度の判定を受けることが確実に見込まれる者については保有を認めて差し支えない。」としている。つまりその文理上、歩行に著しい障害を有し、身体障害者手帳以外によって障害の程度の判定を受けた場合でも、課長通知(2)に該当することは明らかである。

本件記録によれば、処分庁自身もまた、母が「脳梗塞により、ADLの低下があり、普段は寝ていることが多い」こと、「介護を要する状態であること」を認識していたところであり、母は歩行に著しい困難を有していると認められる。それに加えて、母はケアマネジャーによるケアマネジメントを受けながら、訪問リハビリや福祉用具購入費を利用していたことに鑑みると、要介護認定により母についても「障害の程度の判定」がされているとみることができる。したがって、処分庁が本件文書指示を行うに際し、本件車両の保有の可否について、もっぱら請求人の障害の程度と通院の必要をもって判断しており、母の障害の程度と通院の必要を一切考慮していない点で、処分庁の判断は合理性を欠くといえることができる。

第2に、処分庁が、本件文書指示を行うにあたって、課長通知(2)にいう「タクシーでの移送に比べ自動車での通院が地域の実態に照らし、社会通念上妥当であると判断される等、自動車により通院等を行うことが真にやむを得ない状況であることが明らかに認められる」か否かを判断するためには、請求人及び母の通院の必要と通院実態、通院のため本件車両を利用する必要がある事情を調査し、考慮することが義務付けられる。

この点に関して、請求人が審査請求書の中で、通院している医療機関を3カ所ほど挙げて自身と母の通院状況と本件車両利用の必要性を主張しているのに対して、処分庁は再弁明書でこれを「不知」としているほか、処分庁回答書では、「車の生活用品としての保有の主訴であるとの認識から本件の保有容認は関係のない主訴の為不知」と述べる。また、処分庁は再弁明書でタクシー移送費の実績と本件車両を保有する場合の維持費を比較し、後者が前者を若干程度上回っている数値を挙げて経済的合理性があるといえないと主張する。

しかしながら、本件記録によれば、処分庁は、母が脳梗塞によりADLの低下があり、普段は寝ていることが多く、請求人がその身の回りの世話をしていること、請求人は脳性麻痺により四肢に麻痺があり、立ち上がりに時間がかかり、歩行困難であることは認識していたのであるから、本件文書指示及び本件停止決定にあたって、タクシーへの乗降動作に支障はなくタクシーによる通院が可能であると認定するだけでなく、請求人世帯の通院の必要と実態(とくに通院回数)がどのようなものであるか、また「地域の実態に照らし」て請求人の住居や通院先等で容易にタクシーを利用することができるのか等に関わる事情を調査して考慮することが求められていたが、この点について具体的な検討を行っていない。

また、タクシー移送費の実績と本件車両保有の維持費との比較については、母の通院を計算に入れていない上、比較対照した期間において請求人が通院のために本件車両を利用していただどうかを確認していないことが処分庁回答書より明らかであり、この比較の数値は本件文書指示の合理性を支える根拠となるものではない。

第3に、処分庁が、再弁明書で、請求人が他法他施策による送迎サービスの利用が可能であること、とくに障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスにより送迎サービスを利用することが可能であり、処分庁が再三にわたり助言したにもかかわらず、これま

で同サービスを利用した実績はないと述べている。課長通知（２）で「他法他施策による送迎サービス、扶養義務者等による送迎、医療機関等の行う送迎サービス等の活用が困難であること」が挙げられていることから、処分庁が本件文書指示にあたってこの点をどのように考慮していたのかは問題になる。

そこで本審査会は、処分庁が請求人に、送迎サービスを特定してその利用を助言したことを具体的に示した資料の提出を求めるとともに、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスによる送迎サービスは具体的にどのサービスを指しているか、請求人は通院の送迎サービスとして処分庁の管内で具体的にどのような送迎サービスを利用できると確認したかを質問したところ、処分庁回答書によれば、通院介助の利用を助言したというのみで、これが再弁明書のいう障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの一環として実施されるものであるのか、あるいはそれ以外の他法他施策のサービスであるのかについては具体的な回答がなく、また、「請求人には、まず他法によるサービスの利用を提案、助言等したが、具体的にどの事業者が提供する送迎サービスの利用の可否について確認はしていない。」、「請求人には、まず他法によるサービスの利用を提案、助言等したが、同人は利用について消極的であり引き続き利用を促していたので、障害福祉サービスによる送迎サービスを特定までしてのサービスの利用の助言はしていない。」という回答にとどまった。このことから、処分庁は、本件文書指示に際し、請求人世帯が通院を必要とする事情を確認した上で、他法他施策による送迎サービスを活用することが実際に困難であるか否かを十分に検討していないとみられる。

第４に、課長通知第３の１２の答１の末尾には、「なお、以上のいずれかの要件に該当しない場合であっても、その保有を認めることが真に必要なとする特段の事情があるときは、その保有の容認につき厚生労働大臣に情報提供すること。」とされており、また問答集の問３－１４では、「生活用品としての自動車については原則的に保有は認められないが、なかには、保有を容認しなければならない事情がある場合もあると思われる。かかる場合は、実施機関は、県本庁及び厚生労働省に情報提供の上判断していく必要がある。」と定められている。この点について、処分庁回答書によれば、請求人の本件車両の保有については「特段の事情」に該当しないと判断して具体的には検討しておらず、また、問答集の問３－１４については処分庁管内が利便性の高い都市部でありタクシー、介護事業所等のインフラ等が山間部に比べはるかに充実していることも考慮して具体的には検討していないという。

しかしながら、検診書中には医師の意見として「公共交通機関の利用は危険性を伴う。」との記述も存在したのであり、また上記のとおり、母が脳梗塞によりADLの低下があり請求人がその身の回りの世話をしていることや、請求人が脳性麻痺により四肢に麻痺があり、立ち上がりに時間がかかり歩行困難であることを処分庁は認識していたのであるから、課長通知第３の１２の答１（１）から（５）の「いずれかの要件に該当しない場合であっても、その保有を認めることが真に必要なとする特段の事情があるとき」に該当するかを、請求人世帯が通院を必要とする事情を確認した上で具体的に検討すべきであったということが出来る。それにもかかわらず、処分庁は「特段の事情」には該

当しないと判断したという結論をいうのみで、その結論に至った判断の過程について具体的に述べるところがない。

また、問答集の問3-14は、生活用品としての自動車の保有を容認しなければならない事情がある場合もあるとしているのは、その文理上、各保護受給世帯の抱える個別の事情を念頭に置くものであって、タクシーや公共交通機関の利用が困難な山間部などの地域を例示していないことから、都市部か山間部かというもっぱら定型的な判断を予定したものではないと解される。さらに、生活用品として本件車両を用いることを許容しないのであれば、歩行困難であり、公共交通機関の利用は危険性を伴う請求人が、本件車両を使用せずどのように買い物などの家事その他日常生活上の用務を処理するかについて、その事情を踏まえた上で具体的に助言することが必要であったが、処分庁は、障害福祉サービスにおける居宅介護、家事の援助の利用を助言したと述べるにとどまり、上記のとおり、請求人世帯の日常生活面での移動ニーズに応じた具体的なサービスを念頭に置き、その利用を助言することまではしていないとみられる。

- (エ) 本件文書指示が請求人世帯にとって不利益的な行為であるのみならず、本件停止決定が請求人世帯に最低限度の生活を下回る生活困窮を余儀なくさせる重大な不利益処分であることに鑑みると、処分庁は、本件文書指示及び本件停止決定をするにあたって上記(ウ)で述べた点をどのように考慮して検討したのかを具体的に主張するとともにその裏付けとなる資料を提出し、本件文書指示及び本件停止決定が妥当であることを証明することが求められる。しかしながら、本件記録からはこれが十分に果たされているとはいうことはできない。

したがって、本件文書指示及び本件停止決定を行った処分庁の判断は合理性を欠き、不当であるといえることができる。

- (オ) なお、本件停止決定の不当性は、その後の経過からも窺われるところである。

本件停止決定は、請求人が本件文書指示に従わなかったことを理由に、平成28年8月1日から保護(生活扶助・住宅扶助・医療扶助)を停止するものであるが、この停止は同年9月1日付けで解除されている。本件記録によれば、その後は、偶数月に保護が停止され、また奇数月に停止が解除されるというように、停止と解除が1か月ごとに繰り返されて現在に至っていることがわかる。請求人から提出された資料によれば、保護が停止されて収入が障害基礎年金のみとなる偶数月は、家計収支は赤字となっていることが認められる。

処分庁が、本件文書指示及び本件停止決定の後、請求人世帯についてどのような処遇方針等を検討しているかは、本件停止決定の当否を審査する上でも注目されることから、本審査会は、ケース診断会議記録票を例示してこの点を具体的に示す資料を処分庁に求めたものの、提出されなかった。このことから、処分庁は、平成28年11月、平成29年1月、同年3月、同年9月に家庭訪問を行い、請求人世帯の状況を確認しているものの、請求人世帯の処遇方針は、本件停止決定に当たって開催された平成28年7月7

日以降は、処分庁は組織的かつ具体的な検討を行っていないと推認される。

本本文書指示が上記のとおり合理性を欠き、これに従わないことを理由とする本件停止決定が請求人世帯について最低生活費の半分で生活することを強いるものである点のほか、処分庁が請求人世帯について保護廃止でなく停止にとどめたとはいえ、請求人世帯の処遇方針の具体的な検討をしないまま保護停止と解除を1年以上繰り返してきたという事実も併せ勘案すれば、本件停止決定は少なくとも不当であり、それゆえ取り消されるべきである。

3 本件停止決定について

- (1) 本件についてみると、前記2 処分庁の主張の(1)から(3)のとおり、処分庁は、請求人に対し自動車の保有は認められないため処分するよう指導(指示)を行ったところ、請求人はこれに従わなかったため、前記1 本件に係る法令等の規定についての(2)から(4)に基づき、請求人に対し、弁明の機会を与えた上で、本件停止決定を行ったことが認められる。
- (2) 請求人は、身体障害者等級3級である自身の通院や高齢の母の面倒を見るため本件車両を利用しなければならないのに日常生活で本件車両が使用できないため身体に負担・苦痛が生じていること、また、課長通知や問答集は、極めて限定された場合に限り自動車の保有を認めるなど自動車保有について過度に制限しており、判決において身体障害者に自動車の保有が認められた場合があること、さらに、タクシーによる移送費は月平均5,000円を超えることから本件車両保有が地域の実情に照らして社会通念上妥当であり、車は生活用品というより介護用品としての性格を有することなどから、処分庁が課長通知を前提として行った判断は、身体障害者である請求人やほぼ寝たきりの母の状況を鑑みれば裁量を逸脱したものであり、本件停止決定を取り消す旨主張する。
- (3) 本件停止決定が請求人世帯に最低限度の生活を下回る生活困窮を余儀なくさせる重大な不利益処分であることに鑑みると、処分庁は、本件停止決定及び本件停止決定の前提となる自動車処分に係る指導(指示)が妥当であることを証明することが求められる。
しかしながら、処分庁は、前記2 処分庁の主張の(2)のイの(エ)のb及び(3)のア、キからコのとおり、請求人に対し、他法他施策である障害者総合支援法等に基づくサービスを活用するよう助言しているものの、サービスを特定してまでの助言はしておらず、請求人が他法他施策による送迎サービスを活用することが実際に困難であるか否かを十分に検討していないとみられる。
また、本件車両の保有を認めることが真に必要なとする特段の事情に該当しな

いと判断した過程において、請求人世帯が通院を必要とする事情を確認した上で具体的な検討をしていないとみられる。加えて、請求人世帯が本件車両を使用せずに日常生活面での移動ニーズに応じた具体的なサービスを念頭に置き、その利用を助言することまではしていないとみられる。

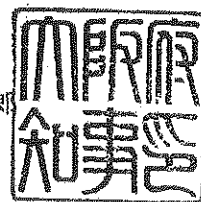
- (4) 以上のとおり、本件停止決定及び本件停止決定の前提となる自動車処分に係る指導（指示）の判断過程における処分庁の検討は十分であるとはいえず、本件停止決定に不当な点があると認められ、取消しを免れない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成30年9月12日

審査庁 大阪府知事 松井 一郎



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
また、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

